

参 考 資 料

〔 調査分析部会における各報告の
ポイント及び自由討議での主な意見
（金融所得課税関係） 〕

グローバル化する経済の中での税制の課題（仮訳）

（報告者：マイケル・キーン IMF 財政局税制課長）

【報告のポイント】

○グローバル化（資本、財、サービス及び労働の可動性の増大）に伴う税制の課題

- ・課税ベースの可動性の増大（→①実物投資先の決定がより税制に敏感に②帳簿上の利益移転がより容易に③租税回避防止がより困難に）。
- ・税制に関する帰着の変化（→最終的な税負担が可動性の低い要素に移転）。
- ・所得の不平等の増大（→公平の達成に税制と歳出措置のどちらが効果的か）。
- ・可動性の有無に関わらず、税制が政策全般へのシグナルとして利用される。
- ・国際的な税制及び税務行政における協調に関する問題を提起。

○税制のグランドデザイン

- ・グローバル化に伴う課題の多くは、資本所得に対する課税において強く現れる。諸外国の所得税の再構築における 4 つの主要なモデルは、以下のとおり。
 - 包括的所得税…全ての源泉から得られる所得の合計に対して累進税率を適用。資本所得に労働所得の最高税率で課税すれば、大量の資本流出を招く。
 - 支出税…貯蓄からの通常の収益を除外し、支出に対して累進税率を適用。貯蓄の意思決定を歪めないが、労働等の意思決定に歪みをもたらす可能性。
 - 二元的所得税…労働所得への累進税率と、資本所得への相対的に低い単一税率の組み合わせ。可動的な資本所得への課税の困難さ等に配慮したもの。
 - フラットタックス…労働所得に単一税率を適用。国により企業所得にも同一の税率を適用。導入国の経験は、控除縮小の機会として利用されたこと等を示唆。
- ・その他の税制の役割は、直接税と間接税をバランスさせること。現実には、OECD 諸国において付加価値税の重要性が増大。日本の消費税は、単一税率であることや効率性の高さにおいて最も良くデザインされた付加価値税。

- ・相続税・贈与税は、可動的な資本所得への課税と同じ課題に直面。また、様々な控除により課税ベースが侵食。資産税は地方政府の税収源として関心の高まり。

○競争力と成長のための税制改革

- ・法人所得税に焦点が当たるが、問題はそれだけではない。消費課税への依存が大きいほど成長が速いという証拠がある。
- ・法人所得税の法定税率は国際的な租税競争の対象となるが、重要なのは、OECD 諸国では税収が課税ベース拡大等を反映して概ね変わっていないこと。
- ・法人所得税の投資への影響には、以下の2つの側面。
 - ①平均実効税率（プロジェクトの期間全体の税負担率）は、どの国に投資を行うかの選択に関わる。概して法定税率によるが、利益移転等に重要な意味。
 - ②限界実効税率（追加的な投資に対する税負担率）は、どのくらい投資を行うかの選択に関わる。法定税率だけでなく、償却制度や様々な特別措置が関連。
- ・法人所得税の競争は、それを純粋な利益に対する課税に近づける試みでもある。
- ・研究開発（R&D）に対するインセンティブは、研究開発を促進する効果を持つが、それが社会的な利益をどの程度生み出すかが政策的に重要。
- ・エネルギーに対する課税は、政策目標が明確でないものがある。石油課税が適切なレベルかどうかについては再検討を要する。

【自由討議での主な意見】

- グローバル化の中で国際的な競争力を維持することの重要性の認識は共有。他方、高齢化の進展や人口減少が日本にとって最大の懸念となっている中で、経済の潜在成長率を維持していくことが必要。また、いわゆる格差問題を考える上では社会保障が重要であるが、これは財政再建とも密接に関連する問題。
- 海外から投資を誘致しようとする場合、特定の業界やセクター等にターゲットを設定すると歪みをもたらす。租税回避を誘発する可能性もあり、税制面でのインセンティブの付与については国同士の協調をどうするかということが問題になる。
- 法人所得税と消費税について、企業だけが法人所得税の負担をし、消費者だけが消費税の負担をすると考える傾向があるが、税の帰着に関しては、消費者も企業のステークホルダーも法人所得税を負担していると考えるべき。
- 消費税の複数税率について、例えば食料品に軽減税率を適用する場合、実は富裕層の方が所得の多くの比率を食費に回しており、より大きな恩恵を受けるのは富裕層になるという点にも留意が必要。
- どの地域でも国境を越えたモノの取引は税制にとって大きな問題をもたらすと考えられるが、日本は島国であるため影響を受けにくいという点で、間接税にとってプラスになるといえる。
- 法人所得税の税率を変更した場合の効果は、国のサイズによって異なる。小国の場合、税率を引き下げても、自国の法人数が多くないため税収のロスは少ないが、逆に他国から誘致できれば、その分税収が増えることになる。また、大国の場合、自国の法人所得税率の変更が他国の税率にも影響を与え得るということを想定しておくことが必要。
- グローバル化していく中で、非熟練の労働者のような非可動的な要素の税負担が重くなるという議論がある。スキルのある人とならない人の経済格差の広がりも見られる中で、公平の観点から税の協調も考えられるのではないか。他方、協調の必要性やその内容、範囲については、様々な考え方があることに留意が必要。
- 税制と国際会計基準の関係について、税制と会計とでは目的も制度設計も異なるため、税制が会計基準によって変わるものであるべきではない。
- 地方の税収源については、地方自治体に関わる税制の全体像を考えるとともに、自治体自らが裁量権を行使して歳入を得ることができることが必要。

我が国の金融税制のあり方について

(報告者：國枝繁樹専門委員)

【報告のポイント】

○我が国家計の資産選択の特徴と望ましい金融税制改革の方向性

- ・家計の望ましい資産選択はライフサイクルを通じて変化。人的資本（安全な投資）のウェイトが大きい若年時には株式投資の割合を増やし、高齢時にはその割合を減らすことが望ましい。
- ・我が国の金融資産の保有状況を見ると、その大半は高齢者世代が保有しており、かつ高齢者になるほど株式等のリスク資産の割合が増大。理論的に考えて、各世代がライフサイクルを通じた合理的な資産選択を行っているかは疑問。
- ・一般的な株式への税制優遇措置を恒常的に設けるのではなく、各金融商品に対して中立的な税制とすることが望ましい。また、確定拠出年金等を通じて現役世代の株式投資を促進することが望ましい。

○中立的な金融税制の構築

- ・中立的な金融税制を考える際、①法人段階・個人段階を通じた中立性、②時間を通じた中立性が重要な柱。
- ・法人段階・個人段階を通じた中立性確保のための抜本的な改革は、法人段階における負債・株式の税制上の取扱いの一元化。しかし、支払利子の損金算入の否認につき、伝統的な考えを持つ経営者に受け入れられるかという問題。法人段階での税制上の取扱いの一元化を行わない場合には、配当の二重課税調整措置により法人段階・個人段階を通じた中立性を確保することが必要。
- ・時間を通じた中立性については、利子は発生時課税、キャピタルゲインは実現時課税となっていることから、含み益も考慮した実効税率で考えるべき。時間を通じた中立性を確保するようなキャピタルゲイン課税については、いくつかの方法が提案されているが、導入に伴う問題も存在する。時間を通じた中立性が確保できない場合、実効税率の差異を利用した租税回避が行われるおそれがあり、損益通算の何らかの制限が必要。
- ・キャピタルゲインの損益通算の制限のあり方については、損益通算拡大によるメリットと租税回避の余地の拡大というコストを比較する必要。

○現役世代の株式投資の促進

- ・アメリカでは確定拠出年金の拡大を通じた株式投資が急増したが、同制度で義務付けられている投資教育による影響が大きく、

我が国でも投資教育の拡充に積極的に取り組むことが望まれる。

- ・行動経済学に基づく研究では、人々の資産選択行動においてデフォルトの設定等が重要であることを示唆しており、こうした知見を活かした制度の導入についても検討していくことが考えられる。

【自由討議での主な意見】

- 金融税制の中立性に関し、支払利子を損金不算入にするという一方で、配当を損金算入するという考え方もあり得るのではない
か。ただ、配当の損金算入については税収減の問題があるほか、相当程度が外国人株主になっているという状況も踏まえれば、
支払利子の損金算入の否認の方が望ましいのではないか。
- ドイツの税制改革案では法人段階の支払利子の損金算入を制限しているが、日本の中小企業は借入りに頼っており、こうした措
置を導入した場合には、大きな問題になるのではないか。
- 税制の中立性をどの範囲で議論するかについては、現実的な対応として、金融所得の中で、金融商品の選択に影響を及ぼさない
という観点から議論するという事ではないか。